

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社中央技術コンサルタンツ
(2) 代表者氏名 代表取締役 本田 俊昭
(3) 住 所 東京都新宿区西新宿8-5-1

2 指名停止措置期間

令和8年2月6日から令和8年8月5日まで(6カ月間)

3 事案の概要

当該業者の東北支店長が、気仙沼市発注の道路設計業務の一般競争入札において、入札に係る設計価格に関する情報を同市職員から事前に受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕された。

4 指名停止措置理由

山陽小野田市水道局水道工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領 別表第1 措置基準 措置要件第15号 に該当

（指名停止等措置要領別表1）

措置要件	期間
15 (競売入札妨害又は談合) 一般工事に關し、役員等若しくは 使用人が競売入札妨害又は談合の容 疑により逮捕され、又は逮捕を経な いで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から3か月以上24 か月以内

問い合わせ先

山陽小野田市水道局総務課 TEL0836-83-4111 FAX0836-83-4597